

令和7年度 杉並区定額減税補足給付金(不足額給付) 申請書

本様式で申請が必要な方は、主に**令和6年中**(令和6年1月2日～令和7年1月1日の間)に**他区市町村や海外から本区に転入**し、令和7年度分個人住民税が杉並区で課税されている以下の【不足額給付1】、【不足額給付2】の対象者等です。

【不足額給付 1】

令和6年度に支給の定額減税補足給付金(当初調整給付)に不足が生じた方

【不足額給付 2】

以下の要件全てを満たす方

① 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額ともに定額減税前税額がゼロ  
(本人として、定額減税の対象外)

② 令和5年または6年に税制度上「扶養親族」の対象外  
(例:青色事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得金額48万円超など)

③ 低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主、世帯員に該当していない※

※上記③に該当する給付金は以下のとおりです。

1.令和5年度非課税世帯への給付(7万円)

2.令和5年度均等割のみ課税世帯への給付(10万円)

3.令和6年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円)

上記申請対象者に該当する場合、**令和7年10月31日(消印有効)**までに必要事項を記入し、添付書類等と共に送付してください。

電子申請(締切:令和7年10月31日 午後11時59分までに申請完了分)での提出も可能です。ぜひご利用下さい。

申請書類が到着後、審査の上2か月程度で支給決定通知書又は不支給決定通知書を送付します。給付金は支給決定後、決定金額が振り込まれます。

1. 申請内容

私は、3.【誓約・同意事項】に記載されている**全ての内容に誓約・同意の上、申請書を提出します。**

|                                                     |                 |               |     |
|-----------------------------------------------------|-----------------|---------------|-----|
| 申請者                                                 | フリガナ<br>氏名      | 生年月日          | 現住所 |
|                                                     |                 | 明治・大正・昭和・平成   |     |
|                                                     |                 | 年 月 日         |     |
|                                                     | 電話番号(日中連絡がつくもの) | 令和6年1月1日時点の住所 |     |
|                                                     | ( )             |               |     |
| 私は、【 不足額給付 1 ・ 不足額給付 2 】に該当します。(該当する数字に丸○をつけてください。) |                 |               |     |

2. 振込先口座

下記の口座への振込を希望します。

| 金融機関名<br>日本の銀行口座に限ります | 支店名                                                          | 口座<br>種別            | 口座番号<br>右詰めでご記入ください | 口座名義<br>通帳表記に合わせて <b>カタカナ</b> で<br>ご記入ください |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------------------|
|                       | 1. 銀行<br>2. 金庫<br>3. 信組<br>4. 信連<br>5. 農協<br>6. 漁協<br>7. 信漁連 | 本・支店<br>本・支所<br>出張所 | 1. 普通<br>2. 当座      |                                            |
| 金融機関番号                | 店番号                                                          |                     |                     |                                            |

※ 指定された口座について、通帳の写し等の提出が必要です。添付資料と記入の振込希望先の口座が一致していない場合は正しく振込ができません。提出前にご確認ください。例:ゆうちょ銀行の情報を確認書に記載したが、みずほ銀行の通帳コピーを提出している等

※ 姓の変更等による口座名義相違で振込ができないケースが多発しています。正しい口座名義を再度ご確認ください。

※ ゆうちょ銀行の場合は「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※ 以下の口座には振込ができませんので、ご注意ください。  
外国の銀行口座・法人名義の口座・口座種別が「納税準備預金」の口座・長期間入出金のない口座

3. 誓約・同意事項

- ① 令和7年10月31日(消印有効)までに申請書の送付・電子申請を行わない場合は、本給付金を受給できません。
- ② 申請書類の不備で審査が完了せず、杉並区が指定する日までに不備の訂正が行われない場合、本給付金を受給できません。
- ③ 提出資料は返却されません。
- ④ 郵便物の不着や事故に関して、杉並区では一切責任を負いません。
- ⑤ 本申請書の提出日(郵便局での收受日＝消印日)前に申請対象者が死亡した場合は、贈与契約が成立しないため本給付金を受給できません。
- ⑥ 給付金の受給後、本申請書の記載内容について、給付金の支給要件に該当しないことや虚偽であることが判明した場合は、給付金を杉並区に返還する必要があります(また、意図的に虚偽の申請をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります)。
- ⑦ 本給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、区が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することがあります。
- ⑧ 公簿等で支給要件に該当するかどうか確認できない場合は、関係書類を提出します。
- ⑨ 本給付金の基準日は令和7年6月2日です。基準日以降の金額変更は原則できません。
- ⑩ 【不足額給付②】該当者のみ誓約：私は、低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主、世帯員に該当しておらず、給付金を受給していません。

4. 代理人が申請・受給する場合

代理人が申請する場合は、下記の【代理申請・受給を行う場合】に記入してください。

【代理申請・受給を行う場合】

|     |               |             |        |
|-----|---------------|-------------|--------|
| 代理人 | フリガナ<br>代理人氏名 | 代理人の生年月日    | 代理人の住所 |
|     |               | 明治・大正・昭和・平成 |        |
|     | 年 月 日         | 電話番号 ( )    |        |

|                                 |                                                |                                  |  |
|---------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------|--|
| 本人との関係                          | 下記チェック欄(□)の該当箇所に✓を入れるとともに、7.必要書類もあわせて提出してください。 |                                  |  |
| <input type="checkbox"/> 親権者    | <input type="checkbox"/> 代理権付与の審判がなされた補助人      | <input type="checkbox"/> 成年後見人   |  |
| <input type="checkbox"/> 未成年後見人 | <input type="checkbox"/> 代理権付与の審判がなされた保佐人      | <input type="checkbox"/> その他 ( ) |  |

5. 送付先

郵便番号:166-8701  
宛先住所:東京都杉並区 杉並郵便局留  
宛名:杉並区 区民生活部管理課 調整給付担当

6. お問い合わせ先

● 杉並区物価高騰対策支援給付金コールセンター  
0120-378-233 受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日を除く)  
すぎなみくふそくがくきゅうふきん  
※お問い合わせの際は、オペレーターに「杉並区不足額給付金」とお伝えください。

● 杉並区 不足額給付 特設サイト  
<https://kyuufukin-info-suginami.org/fusoku/>

● 杉並区 公式ホームページ 不足額給付のご案内ページ  
<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s016/news/19137.html>

● 杉並区役所 物価高騰対策支援給付金 窓口  
杉並区役所 東棟 7階窓口①  
相談窓口受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く。また正午~午後1時を除く)  
※ご来庁の際は、混雑を避けるためコールセンターにてご予約を取ってください。

【特設サイト】



【区ホームページ】



## 7. 必要書類

| 【不足額給付 1・2】共通の必要書類              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①                               | 令和7年度 杉並区定額減税補足給付金(不足額給付) 申請書(本書)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ②                               | <p>本人確認書類の写し(コピー)</p> <p>※ <b>本人の氏名、現住所、生年月日が確認できる書類の写し(コピー)</b>を添付してください。<br/>         例: 運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証(保険者番号と被保険者等記号・番号を隠してコピーしてください)、マイナンバーカード(表面のみ)、介護保険証、在留カード、特別永住者証明書等</p>                                                                                                                                                                 |
| ③                               | <p>受取口座を確認できる書類の写し(コピー)</p> <p>※ 通帳の2ページ目など、<b>受取口座の金融機関名・口座番号、口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)</b>を添付してください。通帳がない場合は、インターネット上の上記下線情報を確認できる画面コピー等を提出してください(電子申請の場合はスクリーンショットを添付してください)。<br/>         なお、キャッシュカードの種類によっては口座情報が裏面に記載されている場合もあります。上記の赤字で記載した情報を確認できる面の写しをご提出ください。</p> <p>※ 代理人が受給する場合は、【振込先口座記入欄】に代理人名義の口座をご記入ください。</p>                           |
| ④                               | <p>令和6年度分個人住民税の税額決定通知書の写し(コピー)または令和6年度分個人住民税課税(非課税)証明書(コピー可)</p> <p>※ 令和6年度分に税額変更があった場合は、最新の写し(コピー)を提出してください。<br/>         ※ 令和6年分所得税が課税であるが令和6年度分の個人住民税が非課税の方は非課税証明書を提出してください。<br/>         ※ 海外からの転入の場合は『上陸日を確認できる書類』(いずれか1点)を提出してください。<br/>             ● 旅券(パスポート)の出国した日付と入国した日付のわかるスタンプ(印字)のある面のコピー<br/>             ● 海外の住所と転入後の住所が記載された戸籍の附票</p> |
| 【不足額給付 1・2】当初調整給付の対象であった方は以下添付  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ①                               | <p>令和6年度に給付された定額減税補足給付金(当初調整給付分)の支給金額が分かる書類の写し(コピー)など</p> <p>※ 例: 支給のお知らせ、確認書等<br/>         当初給付金額がわかる書類を紛失された場合は、給付自治体(令和6年1月1日に住民票があった自治体、令和6年度の住民税を課税している自治体等)に再発行などを依頼してください。<br/>         ※ <b>当初調整給付が対象外の方は提出不要です。</b><br/>         ※ 不足額給付2の方で被扶養者として当初調整給付の対象であった場合は、扶養者の支給金額が分かる書類の写しが必要です。</p>                                                |
| 【不足額給付 2】専従者の方のみ以下添付            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ①                               | <p>令和5年中が事業専従者であることがわかる資料(令和5年分源泉徴収票、事業主の令和5年分確定申告書等)</p> <p>※ <b>令和5年の専従者の方のみ提出</b>してください(合計所得48万超えの対象の方等は提出不要です)。</p>                                                                                                                                                                                                                                 |
| ※ 代理申請の場合、上記書類に併せて下記書類の提出が必要です。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ①                               | <p>代理人の本人確認書類の写し(コピー)</p> <p>※ 氏名、現住所、生年月日が確認できる書類のコピーを添付してください。<br/>         ※ 代理申請の場合は、支給対象者本人と代理人それぞれの本人確認書類の写し(コピー)が必要です。<br/>         ※ 後見人・保佐人・補助人による申請の場合は、代理権の確認のため登記事項証明書等の提出が必要です。</p>                                                                                                                                                        |
| ②                               | <p>委任状</p> <p>※ 委任状は杉並区公式ホームページからダウンロードするか、コールセンターへお問い合わせください。<br/>         ※ 後見人・保佐人・補助人による申請の場合は、提出不要です。</p>                                                                                                                                                                                                                                          |

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。  
 記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。

## 確認書類 添付用紙

### 本人確認書類 添付欄

本人の氏名、現住所、生年月日が確認できる書類の写し(コピー)  
※代理申請の場合は、代理人と支給対象者の両方の本人確認書類の添付が必要です。

例:運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証など(いずれか1つ)

### 振込先金融機関口座確認書類 添付欄

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し